

平成 19 年 7 月 19 日
警察庁交通局

次期社会資本整備重点計画の策定方針

平成 20 年度から 5 年間を実施期間とする社会資本整備重点計画（以下「次期計画」という。）の計画期間中に警察が実施すべき交通安全施設等整備事業については、学識経験者及び交通安全施設等整備事業の実施主体たる地方公共団体の職員等から構成される「交通安全施設等整備事業の在り方に関する懇談会」（委員長：桑原雅夫 東京大学生産技術研究所教授）における討議等を踏まえ、以下の考え方により推進する。

今後、警察庁においては、以下の考え方に沿い、同懇談会における討議状況、社会資本整備重点計画法の規定に基づくパブリックコメント及び都道府県の意見聴取手続等を踏まえて次期計画を策定し、社会情勢等に的確に対応した事業の推進を図ることとする。

少子・高齢社会の進展等、社会情勢等を踏まえ、交通事故死者数及び温室効果ガスの排出量に係る政府目標の達成に向けて、効果的な事業を重点的に推進する。

厳しい財政状況と既存施設の更新費用の増大とを踏まえ、施設の整備・維持管理に係るコスト縮減方策を推進するとともに、真に効果的な事業の選択とそれへの重点的投資を図る。

交通安全施設等整備事業の意義を反映した評価指標を設定し、各事業の効果及び目的の達成度を的確に把握する。